



令和4年9月発行（第395号） 田柄特別養護老人ホーム

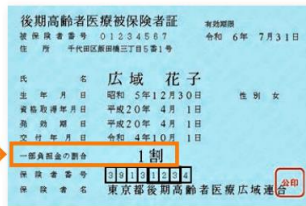
## 後期高齢者医療保険証について

9/1発行の【ねりま区報】でも記載されておりますが、10月から再度医療費の負担割合が変わります。9/12（月）から順次発送されます。ご自宅に届いた際には、お手数をおかけしますが、施設までご持参いただきますようお願いいたします。  
お預かりする際、【預かり書】を発行させていただきます。

9/12月  
から  
新しい保険証を送付します

簡易書留で送付します。  
9月末までに届かない場合はご連絡ください。

新しい負担割合が記載されています



## ☆田柄特養中庭通信☆



今年の夏は、猛暑日が多かったこともあり中々中庭のお花の手入れを行うことができませんでした。9/1（木）いつもお世話になっている、ボランティア団体（光が丘エコクラブ）様にご協力いただき、中庭のお花をリニューアルさせていただきました！

## 面会の緩和に関するお知らせ

日頃より、当施設の感染症対策にご理解とご協力をいただきありがとうございます。当月においても、以下の条件にて【ビニール越し面会】を引き続き対応させていただきます。

社会的には陽性者数減少傾向ではありますが、まだまだ油断が出来ない状況が続いています。また、施設内における感染状況により中止する場合がありますので、皆様のご理解をお願いいたします。

### 1. 受付方法

・お電話でのお申し込み（事前受付制） **TEL 03-3825-1551**

### 2. ビニール越し面会時間および頻度

- ・お客様1人に対し、原則月2回までとさせていただきます。
- ・毎日、10:30、13:30、14:30、15:30の計4枠
- ・濃厚接触を防止するため、**時間は概ね10分**とさせていただきます。

### 3. 面会条件

- ・過去2週間に面会者を含む同居の家族全員に風邪症状がないこと
- ・面会者以外でも家族の中に濃厚接触者となっている者がいないこと
- ・原則として、コロナワクチン接種3回目まで接種された方
- ・大人2名（お子様については、今しばらくお待ちください。）  
※条件を満たせない場合は、これまで通りWEB面会をご利用いただけます。

### 4. 面会に際しての注意事項

- ・引き続き、濃厚接触とされる以下の行為はできません。
  - ①手つなぎ等ビニールを介さない接触
  - ②マスクの不着用での会話
  - ③飲食や物品の直接受渡し
  - ④その他、感染症の拡大につながる恐れのある行為



## 令和4年10月介護報酬改定について

令和4年10月1日から介護報酬等の改定が行われることが、厚生労働省より示されました。詳細につきましては、同封させていただきました【令和4年10月介護報酬改定等に伴う契約のお願い】をご参照ください。確認後、施設用として1部をご返信くださるよう、お願いします。